

令和5年
10月1日
診療分から

島原市・雲仙市・南島原市で

小・中学生の

福祉医療費助成方法が変わります。

福祉医療費助成の方法について、島原市・雲仙市・南島原市では、令和5年10月1日から、乳幼児に加え、現物給付の対象者を小・中学生まで拡大します。これにより、医療機関窓口での支払いの負担を軽減し、市への給付申請手続きが不要になります。(ひとり親家庭の子、障害者医療の対象児童も含む)

- 現物給付で受診するには「公費負担者番号」が記載された福祉医療費の受給者証を医療機関で提示する必要があります。

医療機関での負担額は医療機関ごとに1日800円、月額上限1,600円までとなります。(院外処方箋薬局分は、自己負担0円)

- 今回の現物給付の拡大は小・中学生までです。高校生は含まれません。
- 小・中学生の現物給付ができる医療機関は、令和5年10月現在で、島原市、雲仙市、南島原市、諫早市、大村市、長崎市、西海市、波佐見町、川棚町、東彼杵町、時津町、長与町の医療機関です。

(一部償還払いの対応のみによる医療機関があります)

小・中学生の現物給付が可能となる公費負担者番号が記載された福祉医療費受給者証

現物	こども福祉医療費受給者証							
公費負担者番号	8	0	4	2	0	●	●	●
受給者番号	1	2	3	4	5	6	7	

以下略

例

- 公費負担者番号は次のとおりです。

島原市 80420037
雲仙市 80420136
南島原市 80420144

- 各市でレイアウトが若干異なります。

- 次の受給者証は、黄色のものであっても現物給付ができません。

- ・受給者証に「現物」の記載のないもの
- ・受給者証に公費負担者番号のないもの(同欄が*等であるもの)

現物給付が可能な乳幼児、小・中学生の受給者証の色は、**黄色**です。

■■■お問い合わせ■■■

島原市こども課

☎0957-62-8003

雲仙市こども支援課

☎0957-47-7874

南島原市こども未来課

☎0957-73-6652